

郵便等による不在者投票

身体に重い障害があり投票所へ行き投票することのできない人は、自宅などにおいて投票用紙に記載し、郵便などにより送付する「郵便等による不在者投票」ができます。

また、郵便等による不在者投票ができる人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた障害がある人は、あらかじめ届け出た代理記載人（選挙権を有するものに限る。）に投票に関する記載をさせる「代理記載」の制度があります。

「郵便等による不在者投票」を行うためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を選挙管理委員会へ申請してください。

1 郵便等による不在者投票ができる人

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/		両下肢、体幹の障害	○	○	○	/		要介護 5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓(*)の障害	○	○	○	○		
	免疫、肝臓(*)の障害	○	○	○								

(*)肝臓は、平成22年4月1日から郵便等による不在者投票の対象として追加

2 代理記載制度を利用できる人

郵便等による不在者投票をすることができる人で、加えて次表に該当する人が対象となります。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○		上肢、視覚の障害	○	○	○